

南海トラフ地震

臨時情報への対応について 「三重県鈴鹿市」

第18回

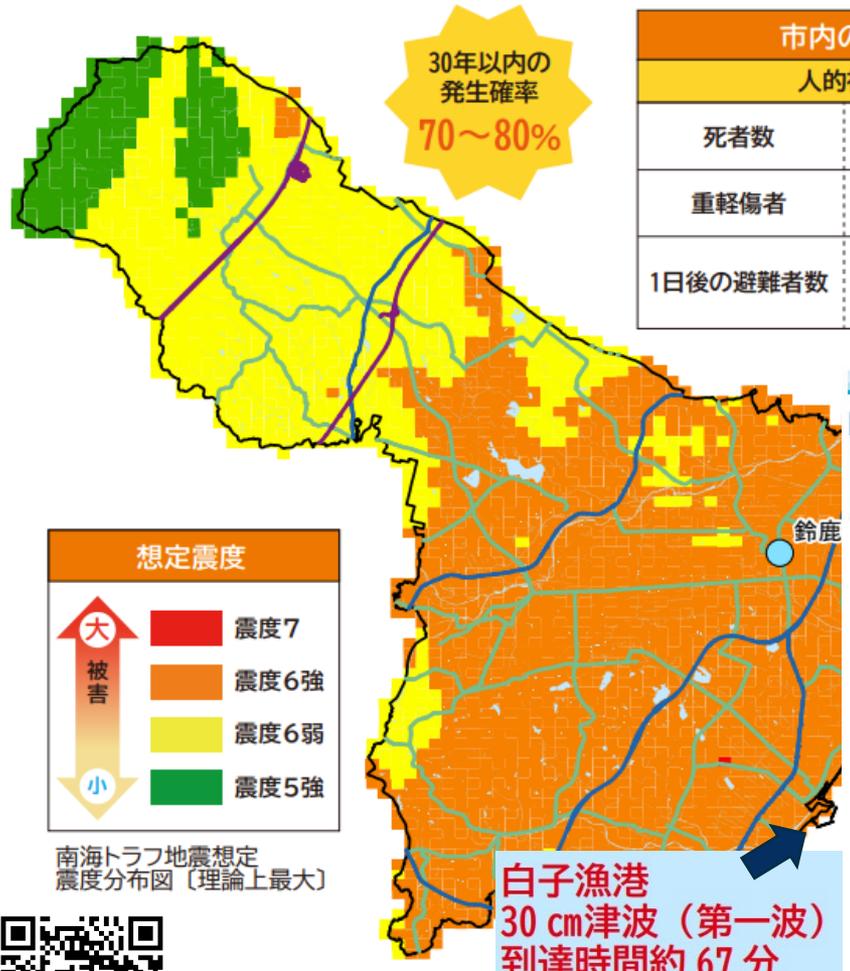
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキング

令和6年9月9日（月）10:00～12:00

鈴鹿市の位置及び被害想定

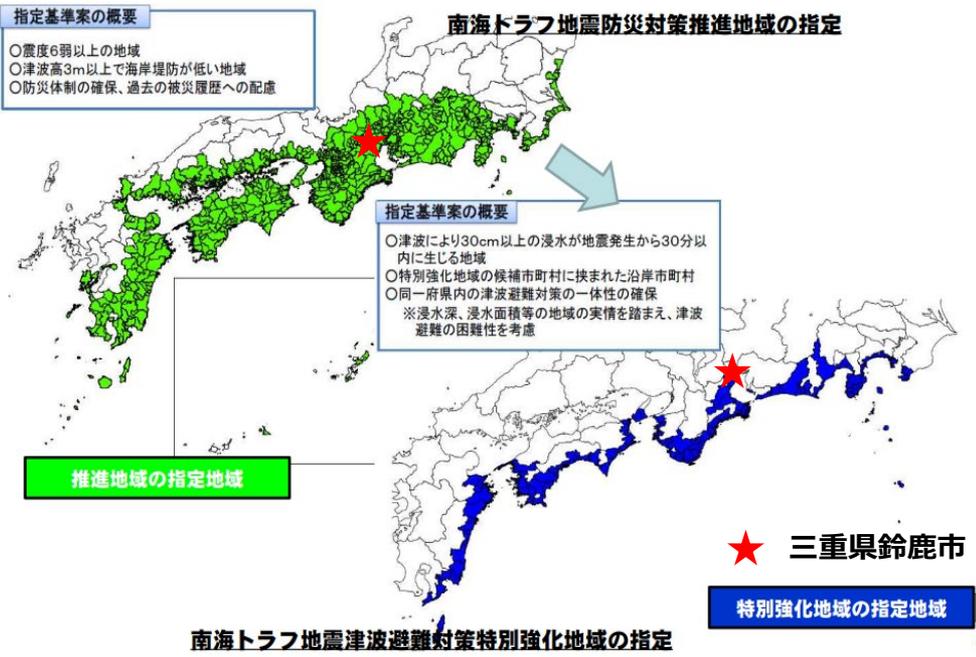
南海トラフ地震の被害想定

鈴鹿市域に大きな影響を及ぼすことが想定されている南海トラフ地震の震度分布図です。



市内の南海トラフ地震被害想定(過去最大・冬)			
人的被害		建物被害	
死者数	約200人(深夜) うち津波約100人	全壊・焼失建物	約680棟(夕方) うち津波約120棟
重軽傷者	約760人(深夜) うち津波約40人	半壊	約7,370棟(夕方) うち津波約3,030棟
1日後の避難者数	約1万8千人(夕方) うち1万2千人が 避難所へ避難	出典:三重県地震被害想定調査結果 (平成25年度版)	

2(2) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく区域指定



本日のテーマ

① 平時の備え

- ・ 南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画
- ・ 平時の住民への南海トラフ地震臨時情報の周知方法

② 臨時情報発表時の対応

- ・ 市民への情報発信に活用したツール
- ・ 鈴鹿市の対応

③ 一連の対応を終えて

- ・ 課題解決に向けて

①平時の備え

南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画

鈴鹿市地域防災計画

鈴鹿市防災会議

令和6年8月

第30節 南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画

第1項 計画の主旨

令和元年5月31日付けで国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が修正されたことに伴い、気象庁では、南海トラフ地震の震源域において異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表する「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始している。

南海トラフ地震臨時情報	状況
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、県防災計画及び市防災計画において、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の新たな防災対応や住民の避難行動を促進する対策を盛り込むことが示され、地方公共団体、指定公共機関、企業等がとるべき防災対応等を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を定め

鈴鹿市地域防災計画に定めている主要内容

1 災害対策本部の設置

- 調査中の体制・巨大地震注意時の体制・巨大地震警戒時の体制

2 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の対応

- 情報収集・連絡体制の確保

3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の対応

- 情報収集・連絡体制の確保・市民や事業所等への広報・市が管理又は運営する施設の点検及び利用者への呼びかけ

4 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の対応

- 情報収集・連絡体制の確保・市民や事業所等への広報・市が管理又は運営する施設の点検及び利用者への呼びかけ・大規模地震発生後の災害応急対策への備え

5 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時における事前避難

- 事前避難の対象地域・事前避難に伴う避難所開設の場所

全戸配布

南海トラフ地震 臨時情報

南海トラフ地震が発生する恐れが高まった場合に、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表します。

この情報が発表された場合には、これから発生する地震から身を守るための事前の対応が必要になります。

発表される内容

南海トラフ地震の想定震源域またはその周辺で異常な現象が観測された場合、気象庁が南海トラフ地震と関連するかどうかを調査します。その調査と国の評価の結果に基づき、気象庁は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表します。

※いずれも該当しない場合は、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されます。

巨大地震警戒の場合は、津波浸水予測区域に対して1週間の事前避難が呼び掛けられます。

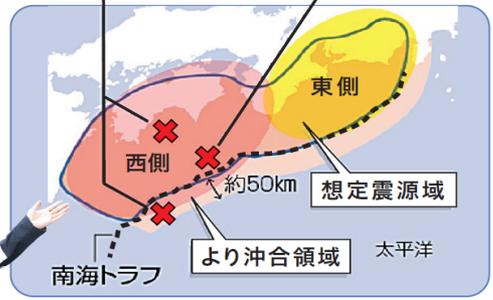
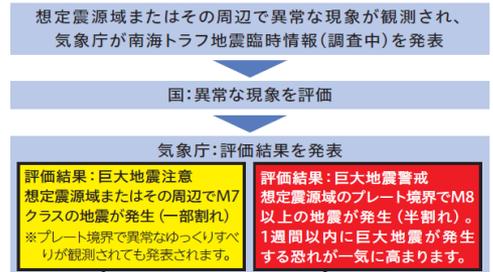
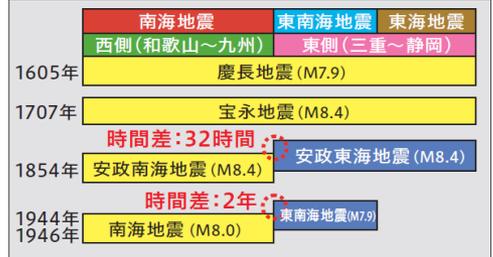
巨大地震注意の場合は、地震への備えなど防災対応が呼び掛けられます。

防災危機管理課
かずと 小林 和人

臨時情報が発表

これまで100年から150年程度の周期で発生している東海地震、東南海地震、南海地震は、南海トラフ地震想定震源域の東側と西側で、時間差で発生した事例がありました。

このように、例えば南海トラフ沿いの西側で地震が発生し、東側で後発地震が発生する恐れが高まった場合などで、南海トラフ地震臨時情報が発表されます。

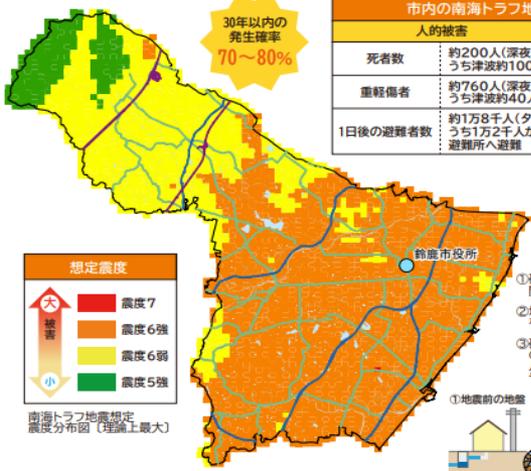


地震に対する心得

全戸配布

南海トラフ地震の被害想定

鈴鹿市域に大きな影響を及ぼすことが想定されている南海トラフ地震の震度分布図です。



市内の南海トラフ地震被害想定(過去最大:冬)	
人的被害	建物被害
死者数: 約200人(深夜) うち津波約100人	約680棟(夕方) うち津波約120棟
重軽傷者: 約760人(深夜) うち津波約40人	半壊: 約7,370棟(夕方) うち津波約3,030棟
1日後の避難者数: 約1万8千人(夕方) うち1万2千人が避難所へ避難	出典: 三重県地震被害想定調査結果 (平成25年度版)

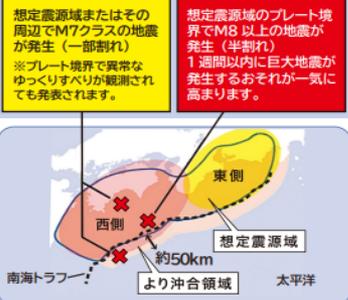
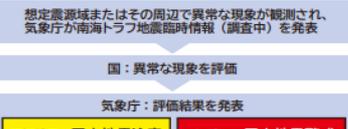
液状化現象とは

地震発生で繰り返される振動により、地中の地下水の圧力が高くなり、砂の粒子の結びつきがバラバラとなって地下水に浮いたような状態を液状化といいます。



南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合等に、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表します。



臨時情報が発表されたら			
南海トラフ西側で地震が発生してから	1週間まで	1~2週間	2週間以降
対象地域	防災対応	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応
内陸の地域	<ul style="list-style-type: none"> 地震への備えを再確認するなど地震に警戒し生活 必要に応じて自主避難 		
津波浸水予測区域	<ul style="list-style-type: none"> 【巨大地震への備え】 非常時出発はすぐに取り出せる場所(用意) 枕元には懐中電灯、靴を揃える 家族には懐中電灯、靴を揃えておく 家族との集合場所を決める 避難準備をし、必要に応じて自主避難 避難に時間がかかる高齢者など配慮が必要 		
高齢者等事前避難対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ※津波浸水予測区域の外までの歩行距離が1,500m以上ある地域 地区: 一宮 長太新町二丁目 地区: 白子 白子一丁目、白子本町 地区: 栄 東磯山一丁目~西丁目 磯山一丁目~三丁目 		
避難所の開設	津波浸水予測区域の外の一部避難所を開設		

注意しながら、通常の生活に戻す。地震発生の可能性がなくなつたわけではないので、通常の生活に戻す。

鈴鹿市総合防災マップで周知
Webでも閲覧できます➡



②臨時情報発表時 市民への情報発信に活用したツール



市ウェブサイト



エックス



コミュニティFM

備蓄の確認、危険箇所の確認、安否確認手段の取決め、家具の固定などを注意喚起



LINE



フェイスブック

鈴鹿市の対応

	2024/8/8 16:43	2024/8/8 17:00	2024/8/8 17:45	2024/8/8 19:15	2024/8/8 20:00	2024/8/9 9:00	2024/8/13 9:30	2024/8/15 17:00
	日向灘 M7.1 地震発生							
国		臨時情報(調査中) 気象庁発表		臨時情報(巨大地震注意) 気象庁発表			～	臨時情報(巨大地震注意) 特別な注意の呼びかけ終了 (内閣府)
県		南海トラフ地震準備体制						
市		鈴鹿市災害対策本部設置	第1回 本部会議		第2回 本部会議	第3回 本部会議	第4回 本部会議	鈴鹿市災害対策本部 廃止
	<p style="text-align: center;">臨時情報に関する問合せ対応や市ウェブサイトやSNSなどで注意喚起を実施 ※公共施設(公民館、学校部活動、保育所、学童等)に一時利用制限 公共施設の点検を実施、公共施設の利用者に注意喚起を実施 海上保安庁と連絡体制を確認し、海水浴客へ津波警報時の津波フラッグの使用を確認 ※状況を確認し、翌日から再開</p>							

対応マニュアルに沿って対応しましたが、「揺れがなく」、「津波がない」という状況下での対応であったため、被害がないこと、点検等が済んだことなどを確認し、「災害が発生」した場合にはすぐに対応できるよう防災担当部署において、24時間体制といたしました。

③一連の対応を終えて 課題解決に向けて



避難所を開けている自治体
避難所を開けていない自治体

避難情報を出した自治体
避難情報を出さない自治体

災対本部を設置した自治体
災対本部を設置しない自治体

【情報不足による自治体の混乱】
・いつどのように終了して市民にどう呼びかけるか？
【情報不足による市民行動】
・買占めで物がなくなった。

状況に応じて自治体の判断で動けることは良かったですが、
自治体ごとに判断が異なると市民が不安を感じる。



都道府県単位や地域単位など「一定の条件」で「統一された防災対応」の必要性